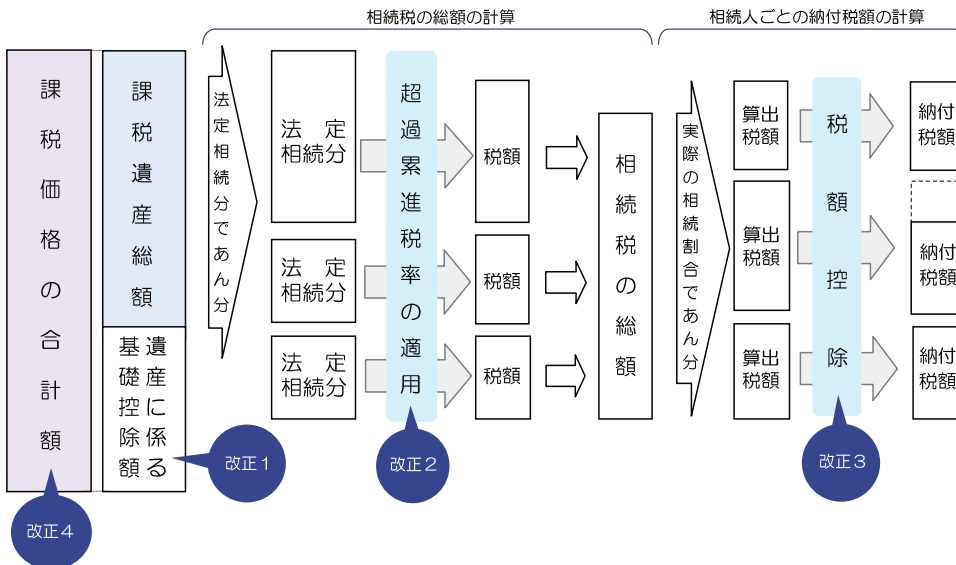


平成27年1月1日以降に相続に係る相続税について適用される主な改正の内容は、以下のとおりです。

## ● 相続税

### 相続税のしくみ

【適用関係】「改正1」から「改正4」までの改正は、平成27年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。



### 相続税 改正1 遺産に係る基礎控除

○ 遺産に係る基礎控除額が引き下げられます。

【改正前】	【改正後】
5,000万円 + (1,000万円 × 法定相続人の数)	3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の数)

#### 遺産に係る基礎控除額

被相続人（亡くなられた人）から相続又は遺贈によって財産を取得した人それぞれの課税価格（各人の課税価格（※1）の合計額が、遺産に係る基礎控除額（3,000万円と600万円に法定相続人の数（※2）を乗じて算出した金額との合計額）を超える場合、その財産を取得した人は、相続税の申告をする必要があります。

相続税の申告をする必要がある場合には、相続の開始があったことを知った日（通常は、被相続人の死亡の日）の翌日から10か月以内に、被相続人の住所地を所轄する税務署に相続税の申告と納税をする必要があります。

※1 「各人の課税価格」

$$\text{各人の課税価格} = \left( \begin{array}{l} \text{相続又は遺贈} \\ \text{によって取得} \\ \text{した財産の} \\ \text{価額} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{l} \text{被相続人から} \\ \text{取得した相続時} \\ \text{精算課税適用財} \\ \text{産の価額} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{l} \text{債務・葬式費} \\ \text{用の金額} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{l} \text{相続開始前3年以} \\ \text{内に被相続人から} \\ \text{取得した暦年課税} \\ \text{適用財産の価額} \end{array} \right)$$

※2 「法定相続人の数」

相続の放棄をした人があっても、その放棄がなかったものとした場合の相続人の数となります。また、被相続人に養子がある場合には、「法定相続人の数」に含める養子の数については、被相続人に実子がある場合は1人、被相続人に実子がいない場合は2人までとなります。

#### 「遺産に係る基礎控除額」の計算

例 法定相続人が、配偶者と子2人の場合

$$3,000 \text{万円} + (600 \text{万円} \times 3 \text{人}) = 4,800 \text{万円} \text{ (遺産に係る基礎控除額)}$$

## 相続税 改正2 相続税の税率構造

○ 最高税率の引上げなど税率構造が変わります。

各法定相続人の取得金額	【改正前】	税率	【改正後】	税率
～ 1,000万円以下		10%		10%
1,000万円超 ～ 3,000万円以下		15%		15%
3,000万円超 ～ 5,000万円以下		20%		20%
5,000万円超 ～ 1億円以下		30%		30%
1億円超 ～ 2億円以下		40%		40%
2億円超 ～ 3億円以下				45%
3億円超 ～ 6億円以下		50%		50%
6億円超 ～				55%

※ 「各法定相続人の取得金額」とは、課税遺産総額（課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を控除した金額）を法定相続人の数に算入された相続人が法定相続分に応じて取得したものとした場合の各人の取得金額をいいます。

**「相続税の総額」の計算**

例 課税価格の合計額が2億円、法定相続人が配偶者と子2人の場合  
 2億円（課税価格の合計額）－ 4,800万円（遺産に係る基礎控除額）＝ 1億5,200万円（課税遺産総額）

- ・ 配偶者（法定相続分1/2） 7,600万円 × 30% － 700万円 ＝ 1,580万円 … ①
- ・ 子（法定相続分1/4） 3,800万円 × 20% － 200万円 ＝ 560万円 … ②

① + ② × 2 = **2,700万円**（相続税の総額（「相続税のしくみ」税額の合計額））

相続税の速算表

区分	1,000万円以下	3,000万円以下	5,000万円以下	1億円以下	2億円以下	3億円以下	6億円以下	6億円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	－	50万円	200万円	700万円	1,700万円	2,700万円	4,200万円	7,200万円

## 相続税 改正3 税額控除

○ 未成年者控除の控除額が引き上げられます。

【改正前】	税率	【改正後】
20歳までの1年につき <b>6万円</b>		20歳までの1年につき <b>10万円</b>

**「未成年者控除の控除額」の計算**

例 相続人が15歳の場合 20（歳）－ 15（歳）＝ 5  
 10万円 × 5 ＝ 50万円（未成年者控除額（「相続税のしくみ」税額控除））

○ 障害者控除の控除額が引き上げられます。

【改正前】	税率	【改正後】
85歳までの1年につき <b>6万円</b> (特別障害者 <b>12万円</b> )		85歳までの1年につき <b>10万円</b> (特別障害者 <b>20万円</b> )

## 相続税 改正4 小規模宅地等の特例

○ 居住用の宅地等（特定居住用宅地等）の限度面積が拡大されます。

【改正前】	税率	【改正後】
限度面積 <b>240㎡</b> （減額割合 80%）		限度面積 <b>330㎡</b> （減額割合 80%）

○ 居住用と事業用の宅地等を選択する場合の適用面積が拡大されます。

【改正前】	税率	【改正後】
特定居住用宅地等 240㎡ 特定事業用等宅地等 400㎡ → <b>合計 400㎡ まで適用可能</b>		特定居住用宅地等 330㎡ 特定事業用等宅地等 400㎡ → <b>合計 730㎡ まで適用可能</b> <small>（貸付事業用宅地等について特例の適用を受けない場合に限り。）</small>

**小規模宅地等の特例**

被相続人又は被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族（以下「被相続人等」といいます。）の事業の用又は居住の用に供されていた宅地等がある場合には、一定の要件の下に、遺産である宅地等のうち限度面積までの部分（以下「小規模宅地等」といいます。）について、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、一定の割合を減額します。

出典：国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/sozoku/aramashi/pdf/02.pdf>）